

中間財務情報のレビュー：SAS第71号「中間財務情報」の概要と若干の検討

北山，弘樹

<https://doi.org/10.15017/4492972>

出版情報：経済学研究. 58 (3), pp.119-133, 1993-02-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



中間財務情報のレビュー

— SAS 第71号「中間財務情報」の概要と若干の検討 —

北 山 弘 樹

目 次

- I はじめに
- II アメリカにおける中間財務情報制度
 - 1. アメリカにおける中間財務情報開示制度
 - 2. アメリカにおける中間財務情報とレビュー制度
- III SAS 第71号「中間財務情報」の概要
 - 1. 第71号の目的・範囲
 - 2. 中間財務情報の性質およびレビューの目的
 - 3. 中間財務情報のレビューのための諸手続
 - 4. 監査委員会との連絡
 - 5. 中間財務情報のレビューに関する報告
- IV SAS 第71号「中間財務情報」に関する若干の検討
 - 1. エクスペクティション・ギャップ SAS との関連からの諸特徴
 - 2. 公表前レビュー方式と週及的レビュー方式
 - 3. 四半期財務情報に対するレビューの義務化への展望
- V おわりに

I は じ め に

企業のディスクロージャーとは、企業に関する重要な情報を、企業をとりまく利害関係者にひろく明らかにすることである⁽¹⁾。ディスクロージャーが有効に機能するには、完全、迅速かつ利用可能なディスクロージャーが行われなければならない⁽²⁾、また、正確、迅速かつ公平な情報公開が求められる⁽³⁾。

ディスクロージャーの中心は、企業の財務報告である。営利企業の財務報告の基本目的は現在、次のように考えられている。「財務報告は、現在および将来の投

資者、債権者その他の情報利用者が合理的な投資、予信およびこれに類似する意思決定を行うのに有用な情報を提供しなければならない⁽⁴⁾」。情報利用者の意思決定に有用な情報を提供するのが、財務報告の基本目的とされており、それはまた、ディスクロージャーの基本的な目的である。

このような財務報告の中心的手段が、企業による年次報告書である。アメリカにおいては、1934年証券取引所法第13項または15項(d)による年次報告書は、様式10-kの規定に従い、事業年度後90日以内に証券取引委員会（以下 SEC という）へ提出されなければならない⁽⁵⁾。わが国においては、証券取引法第24条により、有価証券報告書を、当該事業年度経過後三箇月以内に大蔵大臣に提出しなければならない。また、年次報告書においては、情報の信頼性を確保し、もって正確なディスクロージャーを行うために、監査が義務付けられている。

しかしながら、企業の年次報告だけでは、適時性を欠き⁽⁶⁾、迅速なディスクロージャーを行うことができない。このような欠点を補うためのものとして、中間財務情報のディスクロージャーを理解することができる。すなわち、「中間財務情報は、タイムリー・ディスクロージャーの観点から、一般投資家を保護するために提供される有用な情報である⁽⁷⁾」。ここで中間とは、事業年間に對して、6 箇月、3 箇月（四半期）および

(1) 神崎克郎著『ディスクロージャー』弘文堂、1978年、2頁。

(2) 同上、24-40頁。

(3) 吉村光威著『ディスクロージャーを考える』日本経済新聞社、1991年、60-63頁。

(4) Financial Accounting Standards Board (FASB), Statement of Financial Accounting Concepts No.1, Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises, November 1978, par. 34 (in *Accounting Standards, Statements of Financial Accounting Concepts, FASB, 1987/88 Edition*, IRWIN, 1987, p. 16). 平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念〔改訳版〕』中央経済社、1990年、26頁。

(5) Form 10-K. Annual Report Pursuant to Section 13 or 15 (d) of the Securities Exchange Act of 1934, A. (in *SEC Guidelines, Rules & Regulations*, Prentice Hall, 1989, p. 42.).

(6) FASB, *Discussion Memorandum, an Analysis of Issues Related to Interim Financial Accounting and Reporting*, May 1978, par. 1.

時には1箇月の期間における財務報告およびディスクロージャー⁽⁸⁾を想定する。中間財務情報の提供により、利用者は、企業の最新の情報を知ることができ、また投資意思決定に役立つ情報を入手することができるのである⁽⁹⁾。

このように、企業の最新の情報を迅速にディスクローズすべきであり、財務報告もその観点から行われる必要があるという点から、アメリカにおいては、様式10-Qにより四半期財務報告が制度化されており、わが国においては、中間財務諸表が開示されている。

さらに、このような中間財務情報の開示は、適時性、迅速性を重視したものではあるが、一方で、正確なものでなければならず、当該情報に対する信頼性を確保する必要性がある。わが国の場合、半年決算から一年決算に移行した歴史を背景として、中間財務諸表に対して監査が行われ、事業年間の財務諸表におけるいわゆる適正性意見とは異なり、いわゆる有用性意見を表明しなければならない。アメリカの場合、中間財務情報というのはほぼ四半期財務報告を指し、この中間財務情報に対する信頼性を確保するものとして、監査と明確に区別されたレビュー制度が存在する。

1992年5月、アメリカ公認会計士協会(以下AICPAという)の監査基準審議会(以下ASBという)は、監査基準に関するステイトメント(以下SASという)第71号「中間財務情報」(以下「第71号」という)⁽¹⁰⁾を公表した。これは、中間財務情報への会計士の関与の在り方を規定し、情報の信頼性の保証水準を明示するものである。

本論文においては、「第71号」を取り上げ、その概要を紹介するとともに若干の検討を行うこととする。

II アメリカにおける中間財務情報制度

本論に入る前に、アメリカにおける中間財務情報開示制度および中間財務情報に対する会計士の関与を簡単にまとめておく。

1. アメリカにおける中間財務情報の開示

アメリカにおいて公表された最初の中間財務情報とされているのは、U.S.スチール社により1902年に株主宛年次報告書において四半期ごとの主要財務データが開示されたものであるとされている⁽¹⁾。

その後ニュー・ヨーク証券取引所が、その上場要件に関して、中間財務報告を促進してきた⁽²⁾。しかし当初は、四半期報告書は季節的な変動を受け、そのためかえって利害関係者の判断を誤らせるのではないかという懸念から、ニュー・ヨーク証券取引所の努力は必ずしも実を結ばなかった⁽³⁾。

中間財務情報の開示は、SECの設立以降、制度化へ進展していく。

SECは、1934年証券取引所法により、年次報告書とともに四半期報告書の提出を要求する権限を認められていた⁽⁴⁾。この権限は、1945年7月、様式8-Kによって、軍需上場会社(売上高の25%)に対する各四半期終了後30日以内に四半期情報を公開⁽⁵⁾するという規定により具体化された。その後SECは、終戦後の1946年3月、この軍需会社に関する規定を廃止する他方で、登録証券取引所に上場している会社(保険、輸送、電力会社を除く)に対して、様式8-K11項により、四半期の売上高または総収益の定期的公開を規定した⁽⁶⁾。1948年にはこの制度が適用される会社が拡大され、1949年11月には様式8-Kが様式9-Kに改正された⁽⁷⁾。しかしながらこの四半期売上高報告書の開示制度は、1953年10月に会社側の反対があり廃止される⁽⁸⁾。

その後SECは中間財務情報の開示として半期報告書制度を提案し、証券アナリストを中心とした強い支持もあり、1955年6月、半期の損益および剰余金に関

(7) 友杉芳正編著『中間財務情報論』中央経済社、1990年、4頁。

(8) FASB, *Discussion Memorandum*, op. cit., par. 1.

(9) 同上文献では、中間財務情報が年次報告における情報に比較して簡潔で要約した形式で提供されることを踏まえながら、中間財務報告書の主要な用途として次の五つを挙げ、議論が行われている。A.利用者が年次結果を予測する上で役立つこと。B.利用者が将来の予測を行う上で役立つこと。C.利益趨勢または流動性における転換点を確認すること。D.経営者の業績を評価すること。E.年次報告書を補足すること。F.その他。Ibid, pars. 32-47. なお、インサイダー取引を未然に防止するという側面も関与できない。

(10) American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), Auditing Standards Board (ASB), *Statement on Auditing Standards, No. 71, Interim Financial Information*, May 1992.

(1) 日本会計研究学会、スタンディ・グループ報告『中間財務情報の会計及び監査の研究—各国の制度比較—』昭和62年度中間報告、1988年、21頁。

(2) FASB, *Discussion Memorandum*, op. cit., par. 7.

(3) 飯岡透著『中間財務情報制度論』中央経済社、1991年、10頁。

(4) 同上、13頁。

(5) 日本会計研究学会、前掲報告、22頁。

(6) 飯岡透、前掲書、16頁。

(7) 日本会計研究学会、前掲報告、22頁。

(8) 飯岡透、前掲書、16頁。

する情報を記載する様式9-Kが規定された⁽⁹⁾。

半期報告書ではなく、四半期報告書による中間財務情報の開示が改めて制度化されたのは、ニュー・ヨーク証券取引所による四半期損益情報開示奨励の努力が1950年代後半には実を結びつつあったこと⁽¹⁰⁾を背景とし、直接的には1969年のSEC内の研究グループによるウィット報告書の提案を受けて採用された、1970年10月の様式10-Qによるものである⁽¹¹⁾。これにより、四半期財務情報である中間財務情報が、四半期ごとに開示される制度が確立した。

1973年5月には、AICPAの会計原則審議会（以下APBという）よりオピニオン第28号「中間財務報告」⁽¹²⁾が公表された。これは、「一般に認められた会計原則の中間財務情報への適用の範囲を示し、また一年未満の期間で有意義な基準で報告するのに必要な開示の形態を示す⁽¹³⁾」ことを目的として公表されたものであり、現在もなお、アメリカにおける中間財務情報の作成基準とされている⁽¹⁴⁾。

四半期報告書による開示内容がより充実するとともに、年次財務情報の脚注において四半期別主要財務資料としての中間財務情報が開示されるようになるのは、1975年9月、SECによって会計連続通牒（以下ASRという）第177号が公表された以後である⁽¹⁵⁾。これにより、四半期報告書においては、損益計算書ならびに主要な負債および資本勘定の一覧表に止まらず、要約財務諸表が開示されることとなった⁽¹⁶⁾。

ここに現行の中間財務情報の開示制度がほぼ確立し、この後、中間財務情報に関する問題は、当該情報に対する会計士の関与方法を巡って展開されていく。結局、レビューという概念が確立されていき、年次報告書における四半期主要財務資料に対してのみ、レビューが義務付けられるのである。

その経緯は次節に言及し、ここで現行の中間財務情報の開示制度を改めてまとめてみると、アメリカにおいて中間財務情報という場合、四半財務情報を指すと考えられる。四半期財務情報が開示される時期および媒体としては、四半期ごとに開示される四半期報告書と、事業年度に関する年次報告書とがある。四半期報告書は、1934年証券取引所法第13または15項(d)の下における様式10-Qによるものであり、各事業年度の第3四半期までの各期日から45日以内に提出しなければならないとされている⁽¹⁷⁾。なお、株主宛四半期報告書も存在する。年次報告書は、各事業年度末から90日以内に提出しなければならない、1934年証券取引所法第13または15項(d)に属するものであり、その様式10-K⁽¹⁸⁾における補足財務情報に関するレギュレーションS-K第302(a)項⁽¹⁹⁾によって、四半期主要財務資料の開示が規定されている。

2. アメリカにおける中間財務情報とレビュー制度

中間財務情報に関する会計士の関与方法は、SECおよびアメリカ会計士協会（以下AIAという）またはAICPAにより、徐々に確立されていく。

1975年の中間財務情報開示制度の確立以前における中間財務情報に対する会計士の関与に関してはまず、1941年9月にAIAの監査手続委員会より公表された監査手続書第8号「中間財務諸表およびそれに係る監査報告書」があり、そこでは、年次財務諸表に適用される監査基準、監査手続が中間財務諸表においても適用されるべきであり、監査報告書における除外事項の問題も同様に扱われるべきである⁽¹⁾とされていた。

しかし、本格的に中間財務情報に対する会計士の関与の方法が整備されるのは、1973年5月にAICPAよりAPBオピニオン第28号「中間財務報告」が公表さ

(9) 同上、26-29頁。

(10) 同上、11-12頁。

(11) 同上、30頁。

(12) AICPA, Accounting Principles Board (APB), APB Opinion No. 28, Interim Financial Reporting, May, 1973 (in AICPA, *APB Accounting Principles, Original Pronouncements, as of June 30, 1973, Volume Two*, Commerce Clearing House, pp. 6781-6790.). 日本公認会計士協会、国際委員会訳「AICPA 会計原則審議会意見書」大蔵財務協会、1978年、496-514頁。

(13) *Ibid.*, par. 3 (in *Ibid.*, p. 6781.). 同上訳、497頁。

(14) ただし、次掲のものにより部分的に改訂修正されている。FASB, Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No. 3, Reporting Accounting Changes in Interim Financial Statements, an Amendment of APB Opinion No. 28, December 1974 (in FASB, *Accounting Standards, Original Pronouncements, July 1973-June 1, 1989, 1989/90 Edition*, Irwin, pp. 19-27.). 日本公認会計士協会、国際委員会訳「会計上の変更を中間財務諸表で如何に報告するか」【米国FASB財務会計基準書 外貨換算会計他】同文館、1984年、37-51頁。FASB, SFAS No. 16, Prior Period Adjustments, June 1977 (in *Ibid.*, pp. 205-20.). FASB, FASB Interpretation No. 18, Accounting for Income Taxes in interim Period, an Interpretation of APB Opinion No. 28, March 1977 (in *Ibid.*, pp. 5051-5077.).

(15) 飯岡透、前掲書、32-34頁。

(16) 同上、32-3頁。

(17) Form 10-Q, Quarterly Report under Section 13 or 15 (d) of the Securities Exchange Act of 1934, A., 1. (in *SEC Guidelines, Rules & Regulations, op. cit.*, p. 51.).

(18) Form 10-K, Annual Report Pursuant to Section 13 or 15 (d) of the Securities Exchange Act of 1934, Part II, Item 8. (in *Ibid.*, p. 46.).

(19) Regulation S-K, Item 302 (a) (in *Ibid.*, pp. 217-219.).

れ、1975年に SEC より現行規制の様式10-Q が制定され、中間財務情報の開示制度が確立された以後においてである。

すなわち1975年の様式10-Q に関する ASR 第177号によれば、独立公認会計士の関与に関して、限定的レビューに関する会計士の報告書は投資者にとって重要で有用な情報を提供するであろうし、またそのような報告書は奨励されなければならないと SEC は考えるが、様式10-Q による提出書類にそのような報告書は要請しない⁽²⁾とされていた。限定的レビューが実施される場合には、会計士の報告書を添付すべきとき⁽³⁾であった。

これを受けて AICPA は、1975年12月監査基準常務委員会より SAS 第10号「中間財務情報のリミティッド・レビュー」(以下「第10号」という)を公表した。そこでは、リミティッド・レビューの目的について、次のように述べられている⁽⁴⁾。

中間財務情報のリミティッド・レビューの目的は、当該会計士に対して、彼が質問と分析の手続を通じて知り得た重要な会計上の事項に、客観性と財務報告実務についての彼の知識を適用することによって、取締役会の注意を喚起すべしと彼が信じる事項を取締役に報告するための根拠を与えることにある。

リミティッド・レビューの目的は、一般に認められた監査基準に準拠した財務諸表の監査の目的とは著しく異なる。監査の目的は、監査した財務諸表についての意見を表明するための合理的な根拠を得ることである。リミティッド・レビューは、そのような意見を表明するための根拠を与えるものではない。なぜならリミティッド・レビューは、内部会計統制の調査と評価、実査、立会もしくは確認を通じて確実な証拠を入手することによる会計記録の吟味、または質問に対する回答の検討および通常監査中に実施されるその他の諸手

続を実施することを意図していないからである。

第10号におけるリミティッド・レビューにおいては、財務諸表監査においては外部証拠を入手するために通常おこなわれる実査、立会、確認などの重要な監査手続は実施されず、中間財務情報に関する重要な会計上の事項に関する質問および分析の手続がリミティッド・レビューの手続とされている。また、リミティッド・レビュー報告書の提出先は、取締役会とされている。

しかし「第10号」において初めて中間財務情報に対するリミティッド・レビューについて、その目的、具体的手続および報告書の記載内容が詳細に規定され、会計情報に対する従来の監査とは異なる新たな会計士の関与方法が規定された⁽⁵⁾。

1976年5月には、AICPA の監査基準常務委員会より SAS 第13号「中間財務情報のリミティッド・レビューに関する報告書」(以下「第13号」という)が公表された。「第13号」においては、リミティッド・レビューに関する報告書は、取締役会にのみ利用されるに止まらず、その宛先を株主その他のものまたは規制機関とすることも認める⁽⁶⁾とともに、リミティッド・レビューの対象とした中間財務情報に添付される会計士の報告書には、(a)当該リミティッド・レビューはリミティッド・レビューの基準に従って行われた旨の記述、(b)レビューされた中間財務情報の名称および(c)監査は行われておらず、意見は表明されない旨の記述が含まれていなければならない⁽⁷⁾と規定された。また、中間財務情報の各頁には「非監査」と明示するとともに、会計士の報告書は、リミティッド・レビューの対象とした情報に関して保証を与えるようないかなる表現をも含むべきではない⁽⁸⁾とされた。

この後、1978年12月に AICPA の会計およびレビュー業務委員会(以下 ARSC という)より公表された「会計およびレビュー業務の基準に関するステイトメント」第1号「財務諸表の調整とレビュー」(以下「SSAR-Ss 第1号」という)⁽⁹⁾により、このような中間財務情報をはじめとする非監査の財務諸表に関連する業務を実施する会計士に対する指針が提示された。

具体的には「SSARSs 第1号」においては、監査以

- (1) American Institute of Accountants (AIA), Committee on Auditing Procedure, Statements on Auditing Procedure No. 8, Interim Financial Statements and the Auditor's Report Thereon, September 1941 (in Stephen A. Zeff & Maurice Moonitz (edited by), *Sourcebook on Accounting Principles and Auditing Procedures 1917-1953*, Volume I, Gerland, pp. 246-247.).
- (2) ASR 177 (in *SEC Guidelines, Rules & Regulations*, *op. cit.*, p. 1637).
- (3) 日本会計研究学会, 前掲報告, 22頁。
- (4) AICPA, Auditing Standards Executive Committee (ASEC), SAS No. 10, *Limited Review of Interim Financial Information*, December 1975, pars. 6-7. 日本公認会計士協会, 国際委員会訳「監査基準第10号, 中間財務情報の Limited Review」[JICPA NEWS]第261号, 1978年3月, 6-7頁。

- (5) 飯岡透, 前掲書, 59頁。
- (6) AICPA, ASEC, SAS No. 13, *Reports on a Limited Review of Interim Financial Information*, May 1976, par. 1. 日本公認会計士協会, 国際委員会訳「監査基準第13号, 中間財務情報の Limited review に関する報告書」[JICPA NEWS]第274号, 1980年2月, 45頁。
- (7)(8) *Ibid.*, par. 4. 同上訳, 45頁。

外の会計情報に対する会計士の関与方法として、レビューおよび調整が明確に規定されている。

財務諸表の調整に関して「SSARs第1号」は、「財務諸表に関するいかなる保証も表明しようとするとなしに経営者（所有者）の陳述である情報を財務諸表の形式で提示すること⁽¹⁰⁾」と規定している。

これに対し財務諸表のレビューに関して「SSARs第1号」は、「財務諸表が一般に認められた会計原則に準拠するためまたは可能ならば他の包括的な会計の基準に準拠するためには当該財務諸表に重要な修正を行わなければならないということはないという限定的な保証（limited assurance）を表明する合理的な基礎を会計士に提供する質問および分析的手続きを実施すること⁽¹¹⁾」と規定している。

この「SSARs第1号」により、財務諸表に対して積極的な保証を行い、また適正意見を表明する監査に対して、限定的な保証を表明するレビュー制度が明確化された。

これに伴いSAS「第13号」の内容を修正し、SAS「第10号」および「第13号」に代わるものとして、AICPAの監査基準委員会より1979年3月に公表されたのがSAS第24号「中間財務情報のレビュー」（以下「第24号」という）⁽¹²⁾である。

「第24号」においては、「第10号」のレビュー手続きは基本的に修正されなかったが、中間財務情報のレビューの目的および中間財務情報に関する会計士の報告書が変更された。

中間財務情報のレビューの目的に関して「第24号」は、次のように述べている⁽¹³⁾。

中間財務情報のレビューの目的は、会計士に対して、彼が質問および分析的手続きを通じて知り得た重要な会計上の諸事項に、彼の財務報告諸実務を通じて得た知識を客観的に適用することに基づいて、一般に認められた会計原則に準拠してそのような情報に重大な修正が行われるべきであるかどうかを報告するための根拠

を得ることである。中間財務情報のレビューの目的は、一般に認められた監査基準に準拠した財務諸表の監査の目的とは著しく異なる。監査の目的は、全体としての財務諸表に関する意見表明のための合理的な根拠を得ることである。中間財務情報のレビューは、そのような意見の表明のための根拠は提供しないのであり、なぜならレビューは、内部統制機構の調査と評価をし、実査、立会または確認を通じ証拠を入手することにより会計記録の試査と質問への補完的証拠を入手し、また通常の監査中に実施されるその他の諸手続を実施することを目的としていないからである。レビューにより会計士は、中間財務情報に影響を及ぼす重要な諸事項に気付くことがある。しかしレビューは、会計士が監査中に知り得るすべての重要な諸事項を発見することを保証するものではない。

また「第24号」においては、中間財務情報の各頁には非監査と記されるべきとする⁽¹⁴⁾とし、中間財務情報に添付される会計士の報告書には、添付される財務情報が一般に認められた会計原則に準拠するために必要な重要な修正事項があるかどうかを会計士が知っているか否かについての記述を含んでいなければならない⁽¹⁵⁾と規定された。

ここに、主として質問および分析の手続きからなるレビューにより、中間財務情報に限定的保証を与える制度が成立した。

1981年4月にAICPAの監査基準委員会より公表されたSAS第36号「中間財務情報のレビュー」（以下「第36号」という）⁽¹⁶⁾は、SECの統合開示制度の導入を目的としたASR第286号との調整をはかるために「第24号」の一部を改正したものであり⁽¹⁷⁾、内容の基本的な変更は認められない。

1992年5月にAICPAの監査基準審議会より公表されたSAS第71号「中間財務情報」は、SAS第53ないし61号のいわゆるエクスペクティション・ギャップSASによる監査基準の改訂を受けて、SAS第36号「中間財務情報のレビュー」およびSAS第66号「特定政府機関へ提出する期中財務情報に関するコミュニケーション」⁽¹⁸⁾を改訂したものである。

以下においてはこの「第71号」の概要を紹介するが、

(9) AICPA, Accounting and Review Services Committee (ARSC), *Compilation and Review of Financial Statements*, December 1978 (in AICPA, *Codification of Statements on Standards for Accounting and Review Services* (SSARs), Numbers 1 to 5, 1983, pp. 5-33).

(10) (11) *Ibid.*, par. 04.

(12) AICPA, ASC, SAS No. 24, *Review of Interim Financial Information*, March 1979. 日本公認会計士協会、国際委員会訳「監査基準第24号、中間財務情報のレビュー」『JICPA NEWS』第309号、1982年6月、39-43頁。

(13) *Ibid.*, par. 3.

(14) (15) *Ibid.*, pa. 17.

(16) AICPA, ASEC, SAS No. 36, *Review of Interim Financial Information*, April 1981. 日本公認会計士協会、国際委員会訳「監査基準第24号、中間財務情報のレビュー」『JICPA NEWS』第344号、1983年11月、34-38頁。

(17) 飯岡透、前掲書、61頁。

改めてここで現在の中間財務情報に対する会計士の関与の状況をまとめておくと、第3四半期までの四半期ごとに開示され、各期日から45日以内に提出しなければならない、1934年証券取引所法第13または15項(d)の下における様式10-Qによる四半期報告書においては、「原則、監査はおろかレビューですら義務付けられていない⁽¹⁸⁾」。レビューが義務付けられている⁽²⁰⁾のは、各事業年度末から90日以内に提出しなければならない、1934年証券取引所法第13または15項(d)に属する年次報告書の様式10-Kにおける補足財務情報に関するレギュレーションS-K第302項(a)による四半期主要財務資料である。

III SAS 第71号「中間財務情報」の概要

「第71号」は、その内容を章、節のように外形的に区切っていないが、「第71号の目的・適用範囲」、「中間財務情報の性質およびレビューの目的」、「中間財務情報のレビューのための諸手続」、「監査委員会との連絡」および「中間財務情報のレビューに関する報告」に大別されうるように思われる。以下本稿ではこの区分に基づいて述べることにする。

1. 第71号の目的・適用範囲

「第71号」は、中間財務情報のレビューを実施する際に独立した会計士により適用される諸手続の性質、時機および範囲ならびにそのような諸契約に適用される報告に関する指針を提示する(第1項。以下、「第71号」の引用箇所は、本文中に原文の項番号で示す)ことを目的としている。

まず中間財務情報を定義して、「中間財務情報」または「諸表」という用語は、企業の事業年度末日以外の日付に終了する丸一年または12箇月に満たない会計期間における財務情報または諸表を意味する(第2項)と「第71号」は、述べている。

「第71号」が適用される範囲は、次の通りである(第3項)。

- (a). APB オピニオン第28号の規定に準拠することを目的とする財務諸表または要約財務諸表において公表される公開企業の中間財務情報または諸表をレビューする契約。
- (b). 公開企業の監査済財務諸表に添付または脚注に表示される中間財務情報。
- (c). 非公開企業の監査済財務諸表の脚注に表示される中間財務情報。

2. 中間財務情報の性質およびレビューの目的

適時性を重視する中間財務情報の性質に関して「第71号」は、中間財務情報の作成方法としての予測主義に不可避的な見積り計上を次のように指摘している(第8項)。

適時性は、中間財務報告の重要な要素の一つである。通常中間財務情報は、年次財務情報よりも迅速に投資者その他の人々に提供される。中間財務情報の報告を適時に行うためには、中間財務情報の基礎になっている情報および証拠書類の整備を、年次財務情報の基礎になっているそれらと同程度にまで行うことはできない。そのため、中間財務情報の特質の一つは、年次財務報告の諸目的の場合よりも広範囲にわたって多くの収益、原価および費用が見積りによって計上されることである。中間財務情報のもう一つの特徴は、年次財務情報との関係である。それぞれの中間期間末での繰延、見越および見積りは、その会計年度の残りの期間に予測される経営成績に関して中間期日に下される判断によってしばしば左右される。

中間財務情報のレビューの目的に関して「第71号」は次のように述べている(第9項)。

中間財務情報のレビューの目的は、会計士が質問および分析の手続を通じて知り得た重要な会計上の諸事項に彼または彼女の財務報告諸実務に関する知識を適用することに基づいて、彼または彼女に、当該情報が一般に認められた会計原則に準拠するためには重大な修正が行われるべきであるかどうかを報告するための根拠を提供することである。中間財務情報のレビューの目的は、一般に認められた監査基準に準拠した財務諸表の監査の目的とは著しく異なる。監査の目的は、全体としての財務諸表に関する意見を表明するための合理的な根拠を提供することである。中間財務情報のレビューは、そのような意見の表明のための根拠は提供しないのであり、なぜならレビューは、(a)実査、立会もしくは確認を通じた会計記録の吟味、(b)質問への回答による補完的な監査証拠の入手、または(c)監査に

(18) AICPA, ASB, SAS No. 66, *Communication of Matters About Interim Financial Information Filed or to be Filed With Specified Regulatory Agencies-An Amendment to SAS No. 36, Review of Interim Financial Information*, June 1991.

(19) 松永幸廣稿「海外の会計事情、FASBとAICPAの活動」『JICPAジャーナル』第447号、1992年10月、55頁。

(20) Regulation S-K, Item 302 (a) (4) (in *SEC Guidelines, Rules & Regulations*, op. cit., p. 217.).

において通常実施される一定のその他の諸手続の実施を意味しないからである。レビューは、中間財務情報に影響を及ぼす重要な諸事項に会計士の注意を向けさせるかもしれないが、監査においてならば明らかになるであろうあらゆる重要な諸事項に会計士は知悉しているという保証は提供しない。

このような、主として質問および分析的手続からなる、限定的な保証を提供するための中間財務情報のレビューは、具体的にどのような手続により実施されるのかということを次に検討する。

3. 中間財務情報のレビューのための諸手続

具体的な中間財務情報のレビューのための諸手続に入る前に、「第71号」は、中間財務情報のレビューを実施する上で、内部統制機構の諸方針および諸手続に関する会計士の知識の必要性を強調している。その理由を「第71号」は、次のように述べている（第10項）。

依頼会社の内部統制機構の諸方針および諸手続は、・中間財務情報における潜在的な重大な虚偽記載の種類を明らかにしたそれらが発生する傾向を検討する上で、・一般に認められた会計原則に準拠するためには当該情報に対して重大な修正を行わなければならないかどうかということを報告するための基礎を会計士に提供する質問および分析の手続を選択する上で、年次および中間財務情報の両者の作成に関係するのである。

中間財務情報のレビューのための諸手続に関して「第71号」は、諸手続の性質、諸手続の時機および諸手続の範囲に分けて述べている。

諸手続の性質に関して「第71号」は、中間財務情報のレビューを実施するための諸手続は一般に、調査および検証手続よりもむしろ、報告される財務情報に関連する重要な会計上の事項への質問および分析の手続に限定されると述べ、会計士が通常実施すべき諸手続として、以下 a. ないし g. を列挙している（第13項）。

- (a). (1)統制環境、会計組織および適切な程度の統制手続をはじめとする年次財務情報および中間財務情報の両者にとっての内部統制機構に関する質問および(2)中間財務情報の作成への(1)および(2)の潜在的な影響を確かめるために最近の財務諸表監査または中間財務情報のレビュー以後の内部統制機構における重要な変更に関する質問。
- (b). 異常と思われる項目の相互の関連および個々の項目について質問するための根拠を識別し入手する

ための中間財務情報への分析的手続の適用。本ステイトメントの諸目的にとって分析的手続とは、(1)当期の中間財務情報と直前の中間期および前年同期の中間財務情報との比較、(2)財務資料および適合的な場合の非財務資料の両者間のあり得べき関連を検討することにより行われる中間財務情報の評価、ならびに(3)記録された金額または記録された金額から形成される比率と会計士が形成する予測値との比較からなる。依頼会社および依頼会社が属する産業に関する会計士の理解に基づいて存在すると合理的に予測されるあり得べき関連を明確化し、またそれを利用することによって、会計士はそのような予測値を形成する。予測値を形成するための情報源としては、以下の例が挙げられる。

- ・既知の変更を検討するための比較可能な過年度の財務情報
 - ・予想結果—例えば中間資料または年次資料からの推定結果をはじめとする予算または見通し
 - ・当該期間内における財務情報の諸要素間の関連
 - ・依頼会社が属する産業に関する情報—例えば粗利益情報
 - ・財務情報と適合的な非財務情報との関連
- (c). 中間財務情報に影響を及ぼすかもしれない事業計画または企業行動を識別するため、株主総会、取締役会および取締役会の諸委員会の議事録を閲覧すること。
 - (d). 会計士の注意を引いた情報に関して報告される情報が一般に認められた会計原則に準拠しているかどうかを検討するために中間財務情報を閲覧すること。
 - (e). 報告企業、その子会社またはその他の関係会社の重要な構成部分の中間財務情報のレビューを他の会計士が実施している場合にはその会計士から報告書を入手すること。
 - (f). (1)中間財務情報は一般に認められた会計原則に準拠して作成されかつそれが継続して適用された上で作成されているかどうか、(2)当該企業の会計実務の変更、(3)当該企業の経営活動の変更、(4)前述の諸手続を適用する上で疑問の生じた諸事項、(5)中間財務情報の表示に重要な影響を及ぼす当該情報期末日以後の諸事象に関する、財務上および会計上の諸事項に責任を有する役員その他の責任者への質問。
 - (g). 会計士が当該状況において陳述書を要すると判断

した財務情報、議事録、後発事象その他の諸事項に対して、その責任を有する経営者から陳述書を入手すること。

なお、諸手続の内、b.の分析的手続の適用に関しては、補足的に次のような説明が行われている（第13項b.）。

これらの手続を適用する際、会計士は、前年または前四半期に会計上の判断を要した種類の諸事項を考慮しなければならない。会計士は、中間財務情報のレビューを実施する際、SAS第56号「分析的手続」に有用な指針を見出だすかもしれない。SAS第56号は、財務諸表監査における分析的手続の使用に関する指針を提供し、分析的手続が実証性テストとして用いられる時には監査人が確証的な監査証拠を入手することを要請する。会計士は通常、中間財務情報のレビューを実施する際には会計士の質問に対する経営者の回答に関して確証的な監査証拠を入手しないであろう。しかしながら会計士は、他の質問の結果に照らした経営者の回答の一貫性および分析的手続の適用に留意しなければならない。中間財務情報においては多くの収益、原価および費用が年次財務報告の諸目的にとってよりもはるかに多く見積計上されるので、会計士は、SAS第57号「会計上の見積りにたいする監査」の第5および6項における指針を参照したいと思うであろう。

次に、中間財務情報のレビューの諸手続の時機に関して「第71号」は、以下のように述べている（第14項）。

中間財務情報のレビューを適時に完了するためには、会計士による適切な計画が必要である。中間期末前に当該業務をある程度実施することにより、かかる業務をより効果的な方法で遂行し、またより早い期日に終了させることができるであろう。中間期間において当該業務の一部をより早く実施することにより、中間財務情報に影響を及ぼす重要な会計上の諸事項を早期に検討することもできるであろう。

中間財務情報のレビューの諸手続が適用される範囲は、次の四つのこと、すなわち「会計実務または経営活動の性質もしくは規模における変更に関する会計士の知識」、「訴訟、賠償請求および追徴金に関する質問」、「その他の諸手続を実施する際に生じる質問」および「レビュー手続の修正」を考慮して決められると「第71号」は述べ、それぞれを説明している。

「会計実務または経営活動の性質もしくは規模における変更に関する会計士の知識（第16項）」。中間財務諸表のレビューは、会計実務または依頼会社の経営活

動の性質もしくは規模における重要な変更、会計士の注意を向けさせる。中間財務情報に影響を及ぼし得る変更の例としては、企業結合、事業セグメントの処分、特別、異常または非経常的に発生する諸取引、関連会社または関連会社取引における重要な変更、訴訟の開始またはその他の偶発事象の生成、受取勘定および棚卸資産の評価に関する会計上の見積りに影響を及ぼし得る売上高または費用の趨勢、繰延借方項目の実現、保証引当および従業員給付ならびに未獲得の利益ならびに会計諸原則またはそれらを適用する諸方法における変更がある。もしこれらの変更のいくつかが会計士の注意を引くならば、彼または彼女は、かかる変更およびそれらの影響が中間財務情報において報告されることになるような方法について検討しなければならない。

「訴訟（Litigation）、賠償請求（Claims）および追徴金（Assessments）に関する質問（第17項）」。中間財務情報のレビューは、無修飾の（unmodified）⁽¹⁾ 会計士の報告書を提出する基礎としての諸質問に対する回答のための確証的な監査証拠の取得を伴わない。したがって、通常、訴訟、賠償請求および追徴金に関する監査質問書簡を依頼会社の弁護士に送付する必要はない。しかしながらもし情報が、訴訟、賠償請求または追徴金に関する限り非監査の中間財務情報が一般に認められた会計原則から乖離することになるのではないかという疑問を会計士に持たせるように彼または彼女の注意を引くならば、また会計士が、依頼会社の弁護士はかかる疑問に関する情報を持っているかもしれないと考えるならば、特定の疑問に関して弁護士に質問することは、適切であろう。

「その他の諸手続を実施する際に生じる質問（第18項）」。中間財務情報のレビューを実施する際にもし会計士が、報告される中間財務情報は一般に認められた会計原則に準拠しているのだろうかという疑問を彼ま

(1) 次掲文献によると、監査報告書（Auditors' report）において表明される意見はまず、二つに大別される。すなわち、無限定意見（Unqualified Opinion）と修飾報告書（Modified Report）において表明される意見とである。次に、後者の修飾報告書に関して、監査報告書が修飾され得ることとなる場合として、以下の四つの意見等を表明する場合であるとしている。すなわち、限定意見（qualified opinions）、意見差控（disclaimer of opinions）、不適正意見（adverse opinions）または事項の強調区分（emphasis of matter paragraph (s)）である。国際会計士連盟、国際監査実務委員会著『専門用語集』1991年10月現在、5・7頁。International Federation of Accountants, International Auditing Practices Committee, Glossary of Terms as at October 1991, pp. 6・8.

たは彼女にもたらす情報に気付く場合には、会計士は、レビュー契約にとっての限定的な保証 (limited assurance) を提供する上で彼または彼女が適当と考える追加的な質問を行うかまたはその他の諸手続を実施しなければならない。⁽²⁾

「レビュー手続の修正 (第19項)」。中間財務情報のレビューの諸手続は、一般に認められた監査基準に準拠して実施される監査において適用される監査手続の諸結果を考慮して、適当な場合には修正されることがある。

以上述べたように、「第71号」は、中間財務情報のレビューの諸手続の性質、時機および範囲を規定している。

4. 監査委員会との連絡

中間財務情報のレビューの諸手続に関連して「第71号」は、中間財務情報が虚偽表示となる場合、取締役会の一部である監査委員会との関係を重視している。まず、監査委員会との連絡の前に、経営者との協議の必要性が次のように述べられている (第20項)。

中間財務情報のレビューを実施した結果、会計士は、特定の規制機関に提出されるかまたは提出されるべき中間財務情報が一般に認められた会計原則から乖離した結果おそらく重大な虚偽表示となっていると彼または彼女に信じさせるに至らしめる諸事項に気付くかもしれない。そのような状況において会計士は、可能な限り即座に適当な水準の経営者と当該事項について協議しなければならない。

次の措置として、「第71号」は、監査委員会との連絡を次のように述べる (第21項)。

会計士の判断においてもし経営者が会計士の応答に対して合理的な期間内に適当な回答を行わないならば、会計士は、監査委員会またはそれと同等の権限および責任を持つ他の機関 (以下、監査委員会と総称する) に可能な限り即座に当該事項を通知しなければならない。この通知は、口頭で行われるかもしれないしまたは書類で行われるかもしれない。もし情報が口頭で通知されるならば、会計士は、監査調書における適当な

覚書きまたは記録としてかかる通知を止めておかなければならない。

さらに次の措置として「第71号」は次のように述べる (第22項)。

会計士の判断においてもし監査委員会が会計士の通知に対して合理的な期間内に適当な回答を行わないならば、会計士は、(a)中間財務情報に関する契約を破棄するかどうかおよび(b)企業の財務諸表を監査する上で当該企業の監査人に止まるかまたは改選に賛成するかどうかを判断しなければならない。会計士は、これらの判断を行う時彼または彼女の代理人に相談したいと思うかもしれない。

また、中間財務情報のレビューのために諸手続を実施する際に会計士が気付く不正または違法行為に関しても、次のように「第71号」は述べている (第23項)。

a.それらの不正が明白に取るに足らないものでない場合に会計士がレビューの間に見出だす不正について、
b.それらの違法行為が明白に取るに足らないものでない場合に会計士がレビューの間に見出だす違法行為について、監査委員会が適切な情報を与えられているかどうかを、会計士は、自ら確認しなければならない。

また、会計士が、中間財務情報のレビューのための諸手続を実施する際に、監査委員会に関係のありうる内部統制機構に関連する諸事項に気付いた場合、「第71号」はその諸事項を報告すべき状況 (reportable conditions) とし、次のように述べている (第24項)。

監査委員会に報告を要する諸事項を、報告すべき状況という。これらは会計士の注意を引いた事項であり、とりわけこれらは、組織体における記録、処理、集計する能力および財務資料を中間財務情報における経営者の意思表示と一貫して報告する能力に悪影響を及ぼし得る内部統制機構の立案または実施における重要な欠陥を示しているので、会計士自らの判断において監査委員会へ通知すべき諸事項である。会計士はまた、会計士の注意を引くその他の重要な諸事項に対する勧告を提出したいと思うかもしれない。

以下においては、以上述べた中間財務情報のレビューのための諸手続が実施された後に行われる会計士の報告に関して、概観する。

5. 中間財務情報のレビューに関する報告

「第71号」は、会計士がレビューした中間財務情報に添付される会計士の報告書に含まなければならない諸事項として、以下の a.ないし h.を挙げている (第27項)。

(2) ここで改めて確認されるべき点としては、主として質問および分析的手続よりレビューの手続はなるが、あくまでもその目的は情報の信頼性を確保し、また限定的な保証を表明することにあり、第18項で言及されているような場合には、監査と同様に、かかる保証水準を確保する上で必要と判断される質問その他の諸手続を、一般的なレビューの手続およびその範囲にとらわれることなく、実施しなければならないということがある。

- (a). 「独立」という用語を含む標題。
- (b). レビューされた中間財務情報の明示。
- (c). 財務諸表は会社の経営者にその責任があるという記述。
- (d). 中間財務情報のレビューは AICPA により設定された諸基準に準拠して実施されたという記述。
- (e). 中間財務情報のレビューの諸手続の説明。
- (f). 中間財務情報のレビューは、全体としての財務諸表に関する意見表明を目的とする一般に認められた監査基準に準拠して実施される監査よりも実質的に小さい範囲で行われるのであり、またそのために、そのような意見は表明されないという記述。
- (g). 会計士は添付される財務情報に対して一般に認められた会計原則に準拠する為に必要な重要な修正事項を見出だしているかどうかという記述。
- (h). 会計士の事務所の手書きまたは印刷による署名。
これらを踏まえて「第71号」が例示する報告書は、以下の通りである（第28項）。

独立会計士の報告書

私どもは、添付の ABC 会社と連結子会社の19X1年 9月30日現在ならびに同日をもって終了した3ヶ月および9ヶ月の期間の「レビューされた当該諸表または情報を明示する」のレビューを行った。これらの財務諸表（情報）は、会社の経営者がその責任をもつものである。

私どもは、アメリカ公認会計士協会によって設定された基準に準拠してレビューを実施した。中間財務情報のレビューは主として、財務資料に分析的手続を適用することならびに財務上および会計上の事項に対し責任を有する地位にある人々に質問を行うことから成っている。当該レビューは、全体としての財務諸表に関する意見表明を目的とする一般に認められた監査基準に準拠して実施される監査よりも、実質的に小さい範囲で行われる。したがって、私どもは、そのような意見を表明するものではない。

私どものレビューに基づいて、私どもは、添付される財務諸表（情報）に対して一般に認められた会計原則に準拠する為に行われる重要な修正事項を見出ださなかった。

[署名]

[日付]

さらに、「第71号」は、会計士が報告企業の重要な構成部分の中間財務情報に関する他の会計士の報告書を利用した場合には、以下の文例が報告書の範囲区分の後に追加されることとしている（第29項）。

私どもは、ADE 子会社の中間財務情報のレビューに関する他の会計士の報告書を受領しており、当該会社の19x1年 9月30日における総資産額ならびに同日をもって終了した3ヶ月および9ヶ月の期間の収益額は、関連連結総額のそれぞれ15パーセント、20パーセントおよび22パーセントを占めていた。

次に「第71号」は、会計士のレビュー報告書が修飾される場合の例として、次の二つ、すなわち「一般に認められた会計原則からの乖離」および「不十分な開示」を挙げ、それぞれを説明後、文例を示している（第31および32項）。

「一般に認められた会計原則からの乖離」。もし当該会計士が一般に認められた会計原則からの乖離が当該中間財務情報に重大な影響を及ぼすことに気付いたならば、彼または彼女は当該報告書を修飾しなければならない。その修飾では、当該乖離の性質を述べ、またもし可能ならば中間財務情報へのその影響を述べなければならない。

[説明区分の第3番目]

経営者から私どもが入手した情報に基づくと、本会社は一般に認められた会計原則に準拠すれば資本化されなければならない一定のリース債務を添付されている貸借対照表における資産および負債から排除していると私どもは考える。この情報が示すところによると、もしこれらのリース債務が19x1年 9月30日に資本化されていたならば、資産は____ドル、長期負債は____ドル増加するであろうし、また同日に終了する____および____の期間の純利益および一株当たり利益はそれぞれ____ドル、____ドル、____ドルおよび____ドル増加（減少）するであろう。

[意見区分]

私どものレビューに基づいて、上述の（諸）区分で述べた（諸）事項を除き、私どもは、添付される財務諸表（情報）に対して一般に認められた会計原則に準拠する為に必要な重要な修正事項を見出ださなかった。

「不十分な開示」。充分な開示に必要であると会計士が結論する情報は、中間財務情報が表示される形式および内容により影響される。例えば、APB オピニオン第28号第30項の最低の開示要件に従って表示される中間財務情報に必要と考えられる開示事項は、一般に認められた会計原則に準拠して財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローを表示する年次財務諸表に必要とされる開示要件よりもかなり範囲が狭い。もし一般に認められた会計原則に準拠した充分な開示に必要と当該会計士が考える情報が中間財務情報に記載されて

いないならば、当該会計士は報告書を修飾しなければならず、また可能ならばその必要な情報を記載しなければならない。

[説明区分の第3番目]

経営者より私どもが入手した情報によれば、本会社は現在、19xx年ないし19xy年の連邦所得税の不足額、総額で約___ドルについて内国歳入庁と係争中であり、またもし不足しているとされる場合の本会社の負債の額および添付されている諸表（情報）に及ぼす影響額は、現時点においては確定できない。かかる諸表（情報）には、一般に認められた会計原則に準拠すれば開示すべきであると私どもが考えるこれらの諸事項は記載されていない。

[意見区分]

私どものレビューに基づいて、上述の（諸）区分で述べた（諸）事項を除き、私どもは、添付される財務諸表（情報）に対して一般に認められた会計原則に準拠する為に必要な重要な修正事項を見出さなかった。

次に「第71号」は、監査済財務諸表に添付される中間財務情報に関して、次のように述べる（第38項）。

中間財務情報は通常、監査済財務諸表以外の補足情報として表示される。中間財務情報の各頁には明確に、非監査と明示しなければならない。もし経営者が中間財務情報を監査済財務諸表の脚注に表示することを選ぶならば、かかる情報にも明確に、非監査と明示しなければならない。

レビュー手続を実施する方式に関して「第71号」は、次のように述べている（第39項）。

会計士はレビュー手続を、年次財務諸表の監査時に実施するかまたは当該資料の公表前の四半期ごとに実施するかもしれない。公表前の当該手続の実施により、中間財務情報に影響を及ぼす重要な会計上の諸事項をあらかじめ検討することができ、また会計士が改善すべきと考える会計上の諸手続をあらかじめ修正することができる。もしレビュー手続を四半期資料の公表前に実施するならば、監査の実施時にそれらを再び実施する必要は無い。

最後に「第71号」は、発効日に関して、1992年9月15日より後に開始される中間事業期間より適用されるとし、また、早期適用を奨励している（第44項）。

IV SAS 第71号「中間財務情報」に関する若干の検討

本節においては、まず、「第71号」の諸特徴または「第36号」からの変更箇所を、エクスペクティション・ギャップSASと関連づけてとらえ、次に、レビューの実

施される方式との関係から「第71号」を考察し、最後に中間財務情報のレビューの一層の展開の可能性を検討する。

1. エクスペクティション・ギャップSASとの関連からの諸特徴

「第71号」に直接的な影響を及ぼしたのは、SAS第53ないし61号のいわゆるエクスペクティション・ギャップSAS⁽¹⁾と呼ばれるものである。このことは、「第71号」の本文または注においてこれらのSASが引用されていることから明らかである。「第71号」と「第36号」との異同箇所も、ほぼこれらのSASとの関連から見出され得る。

ここでエクスペクティション・ギャップといわれているのは、「一般大衆および財務諸表の利用者が信じている会計士および監査人の責任と、会計士および監査人自身が信じている自らの責任との間に相違が存在する⁽²⁾」ということである。

AICPAの監査基準審議会が新たに公表したこれら一連のSASは、このようなエクスペクティション・ギャップを埋めるべく一般大衆の期待に応え⁽³⁾るためのものであり、また、独立監査人が負うべき責任に関して検討を行ったコーエン委員会報告書⁽⁴⁾および不正な財務報告問題の答えとなるような勧告を行ったトレッドウェイ委員会報告書⁽⁵⁾に一貫してきた考え方の大部分を矛盾なく反映し⁽⁶⁾たものであった。

これら一連のSASは、以下の通りである。

- 第53号「語謬および不正の発見と報告に対する監査人の責任」（以下「第53号」という、以下同じ）⁽⁷⁾
- 第54号「依頼会社による違法行為」⁽⁸⁾
- 第55号「財務諸表監査における内部統制機構の検討」⁽⁹⁾
- 第56号「分析の手続」⁽¹⁰⁾

(1) Guy, M. G. and J. D. Sullivan, The Expectation Gap Auditing Standards, *Journal of Accountancy*, April 1988, p. 37.

(2) *Ibid.*, p. 36.

(3) 森田佳宏稿「『不正財務報告に関するトレッドウェイ委員会報告書』の検討」早稲田大学大学院商学研究科『商学研究科紀要』第31号、1990年、171頁。

(4) The Commission on Auditors' Responsibilities, *Report, Conclusions, and Recommendations*, 1978. 鳥羽至英訳『財務諸表監査の基本的枠組み、見直しと勧告』白桃書房、1990年。

(5) National Commission on Fraudulent Financial Reporting, *Report of the National Commission on Fraudulent Financial Reporting*, October 1987. 鳥羽至英・八田進二訳『不正な財務報告、結論と勧告』白桃書房、1991年。

第57号「会計上の見積りに対する監査」⁽¹¹⁾

第58号「監査済財務諸表における監査報告書」⁽¹²⁾

第59号「企業の継続企業として存続する能力に関する
監査人の検討」⁽¹³⁾

第60号「監査において見出だされる内部統制機構に関
連する諸事項の通知」⁽¹⁴⁾

第61号「監査委員会との連絡」⁽¹⁵⁾

それぞれ、「第53号」および「第54号」は不正および
違法行為の発見のためのものであり、「第55号」、「第56
号」および「第57号」はより効果的な監査のためのもの
であり、「第58号」および「第59号」は外部との連絡
を向上させるものであり、「第60号」および「第61号」
は内部との連絡を向上させるものであるとされている⁽¹⁶⁾。

以下では、「第71号」の特徴を、「第36号」との異同
に着目し、上記一連の SAS と関係付けて検討するが、
ここで改めて確認されるべきことは、監査とレビュー
との相違である。レビューは、中間財務情報に対して
限定的な保証を与えるものであり、このレビューにと
っての中心的な概念は、「第36号」から「第71号」へと

一貫している。したがって一連の SAS が「第71号」に
おいてかなりの程度にわたって取り入れられてはいる
が、レビューは監査とは保証の程度が異なることなら
びにレビューの手続は主として質問および分析の手続
に依存することから、部分的に「第71号」は改訂され
たと思われる。

まず、「第71号」は、内部統制機構の諸方針および諸
手続に関する会計士の知識（第10および11項）に関連
して、「第53号」を受けて中間財務情報における潜在的
で重要な虚偽記載の種類を明らかにする上でもそれら
の知識が必要であると規定している（第10項）。また、
「第55号」を受けて、「第71号」では、統制環境、会計
組織および統制手続を統一する概念として内部統制機
構という用語が用いられている（第10項）⁽¹⁷⁾。これら
をはじめとする改訂の結果、会社の内部統制機構に関
する知識の必要性について、より明確なガイドライン
が設定されている⁽¹⁸⁾。

次に、「第71号」は、中間財務情報のレビューの諸手
続の一つである分析的手続（第13項 b.）に関連して、
「第56号」の成果を取り入れ、特に分析的手続を強調
しており⁽¹⁹⁾、また、中間財務情報においては年次財務
報告よりも多くの収益、費用、原価が見積り計上され
るので、レビューの指針として「第57号」の参照を許
容している（第13項 b.）。

さらに「第71号」は、「第61号」を受けて、会計士が
重要な虚偽表示となりうる事項に気付いた場合の監査
委員会との連絡の採り方を規定している（第20項）。「第
53号」および「第54号」を踏まえて、「第71号」はま
た、会計士がレビューの手続を実施する際に気付いた
依頼会社による不正および違法行為ならびに内部統制
機構の立案または実施における重要な欠陥について、
監査委員会が適切な情報を与えられていることを確か
めることとしている（第23および24項）。「第61号」が
公表された背景として、取締役会の一部で、外部取締
役からなる⁽²⁰⁾ 会社の内部機関の監査委員会との緊密
な連絡により、会計士だけではなく取締役会を含めた
企業関係者が等しく、不正問題あるいは監査の社会的
機能の問題に対処しなければならないという認識があ
る⁽²¹⁾。「第71号」の中間財務情報のレビューにおいて
も、このような認識が反映されたのである。

(6) 鳥羽至英稿「監査人の役割と新たな監査の潮流(2) —
コーエン報告書とトレッドウェイ報告書が新監査基準
書に及ぼした影響—」『JICPA ジャーナル』第431号、1991
年6月、16頁。

(7) AICPA, ASB, SAS, No. 53, *The Auditor's Re-
sponsibility to Detect and Report Errors and Irregular-
ities*, April 1988. 日本公認会計士協会、国際委員会訳、
複写版。

(8) AICPA, ASB, SAS, No. 54, *Illegal Acts by Clients*,
April 1988. 日本公認会計士協会、国際委員会訳、複写
版。

(9) AICPA, ASB, SAS, No. 55, *Consideration of the
Internal Control Structure in a Financial Statement
Audit*, April 1988. 日本公認会計士協会、国際委員会訳、
複写版。

(10) AICPA, ASB, SAS No. 56, *Analytical Procedures*,
April 1988. 日本公認会計士協会、国際委員会訳、複写
版。

(11) AICPA, ASB, SAS No. 57, *Auditing Accounting
Estimates*, April 1988. 日本公認会計士協会、国際委員会
訳、複写版。

(12) AICPA, ASB, SAS, No. 58, *Reports on Financial
Statements*, April 1988. 日本公認会計士協会、国際委員
会訳、複写版。

(13) AICPA, ASB, SAS No. 59, *The Auditor's Consider-
ation of an Entity's Ability to Continue as a Going
Concern*, April 1988. 日本公認会計士協会、国際委員会
訳、複写版。

(14) AICPA, ASB, SAS, No. 60, *Communication of
Internal Control Structure Related Matters Noted in
an Audit*, April 1988. 日本公認会計士協会、国際委員会
訳、複写版。

(15) AICPA, ASB, SAS, No. 61, *Communication With
Audit Committees*, April 1988. 日本公認会計士協会、
国際委員会訳、複写版。

(16) Guy, M. G. & J. D. Sullivan, *op. cit.*, p. 37.

(17) 「第55号」の改訂内容は、次掲文献にて検討されてい
る。小早川久佳稿「AICPA の SAS55号 “財務諸表監査
における内部統制機構の検討”について」『JICPA ジャー
ナル』第430号、1991年5月、21-27頁。

(18) 松永幸廣、前掲稿、55頁。

(19) 同上、55頁。

また「第71号」は、「第58号」を受けて、会計士のレビュー報告書のなかで、財務諸表は会社の経営者にその責任があるという記述を明記することとしている（第27項）。様式10-Qの四半期報告書に対する会計士の法的責任は、ASR274号により、合理的調査の立証義務が免除される形で解決されており⁽²²⁾、また、「第58号」の監査報告書における同様の規定に関しては、裁判上これによって監査人に有利な判断が下されるようになることは期待できないという意見もある⁽²³⁾。レビュー報告書におけるこの二重責任の明示は、アメリカにおいては「財務諸表監査という形で会計士により決算代理が行われてきた事情」⁽²⁴⁾に照らして⁽²⁵⁾、レビューと中間財務情報の作成とを改めて明確に区別するために導入されたと考えられる。

以上、「第71号」の特徴をエクスペクティション・ギャップSASとの関連から検討した。

2. 公表前レビュー方式と遡及的レビュー方式

中間財務情報に対するレビューの義務が年次報告書の補足情報として開示される四半期主要財務資料のみに止まっている状況においては、レビューの方式として、公表前方式（a preissuance basis）と遡及的方式（a retrospective basis）⁽¹⁾とが考えられる。

「第71号」は、中間期末前または中間期間にレビューを実施することにより、より効果的にまたより早い期日にレビュー業務を終了させることができ、また中間財務情報に影響を及ぼす重要な会計上の諸事項を早期に検討することもできる（第14項）と述べて、公表前方式を推奨していた。

SECも、次のように述べている⁽²⁾。

四半期報告書へ適時に独立会計士が関与することは規則により規定されていないが、そのような関与により経営者は、年度末の財務諸表が公表される時に四半期資料を改訂する必要に迫られなくなるであろう。適時のまたは遡及的な関与により、経営者が適時の方式で要修正項目を見出だすという状況が増えるように、配慮および注意が四半期報告書に一層注がなければならない。さらに、異常な借方項目および貸方項目が事業年度末の月にあまりしばしば設定されていることのないように、経営者は、一層即座に問題領域を識別できるようになるであろう。最後に、独立会計士の関与は、職業的会計士の専門的技術に、四半期報告過程に関する報告諸問題における広範な経験を付け加えるであろう。

トレッドウェイ委員会は、不正な財務報告を防止するという観点から、SECは、すべての上場企業が作成する四半期財務データについては、それが公表される前に、公認会計士がレビューすることを要求すべきであると、勧告していた⁽³⁾。

さらに、年度末に遡及的に行うよりも事業年度を通じて定期的に四半期財務情報をレビューするというアプローチの利点として、第一に公表前方式は年度末の不意打ちを回避するのに充分早く会計上の諸問題を明らかに出すのに役立つということ、第二にレビューは実際の監査を意味しないけれどももしレビュー業務が監査と調整されればレビューは監査人が監査を実施する際に活用できる諸手続を含むので年間の監査料金がいくらか相殺されるかもしれないということ、最後に年度中に既に報告した金額と異なる四半期財務情報を年度末に公表する必要が妨げられるかもしれないということを挙げることができる⁽⁴⁾。

このように、中間財務情報のレビューの方式としては、遡及的レビュー方式よりも公表前レビュー方式の利点は明白である。しかし、制度的な対応のみを考慮する場合には、遡及的レビュー方式でも充分である。したがって、公表前レビュー方式が一般化するには、中間財務情報に対するレビューが社会において一層求められるようになることが必要であろう。他方で、開示される中間財務情報一般に対するレビュー制度の義

(20) 友杉芳正著『内部監査の論理』中央経済社、1992年、214頁。なお本文の214ないし226頁においては、監査委員会監査の展開について検討が行われている。

(21) 鳥羽至英、前掲稿、17頁。

(22) 盛田良久著『アメリカ証取法会計』中央経済社、1987年、139-141頁。ASR 274 (in *SEC Guidelines, Rules & Regulations, op. cit.*, pp. 1856-1858.)

(23) 村山徳五郎稿「新SAS研究ノート—監査報告書—(I)」『JICPAジャーナル』第424号、1990年11月、17頁。

(24) 岩田巖著『会計士監査』森山書店、1955年、62頁。

(25) 村山徳五郎、前掲稿、18頁。

(1) O'relly, V. M., M. B. Hirsch, P. L. Defliese and H. R. Jaenicke, *Montgomery's Auditing, Eleventh Edition*, John Wiley & Sons, 1990, p. 682. なお、次掲文献においては、会計士関与の3態様として、タイムリー・レビュー・アプローチ、事後的レビュー・アプローチおよびアドバイス・サービス・アプローチが紹介され、それぞれの検討および比較が行われている。古賀智敏著『情報監査論』同文館、1990年、123-126頁。

(2) ASR 177 (in *SEC Guidelines, Rules & Regulations, op. cit.*, p. 1638.)

(3) National Commission on Fraudulent Financial Reporting, *op. cit.*, p. 53. 前掲訳書、64頁。

(4) O'relly, V. M., M. B. Hirsch, P. L. Defliese and H. R. Jaenicke, *op. cit.*, p. 682

務化が行われるならば、週及的レビュー方式は、意味を持たなくなるであろう。

こうした点に関連して、以下においてレビュー制度化への今後の展望を行う。

3. 四半期財務情報に対するレビューの義務化への展望

「第71号」の指針が年次報告書における四半期主要財務資料のみへの適用が義務付けられている状況は、中間財務情報の信頼性を限定的にせよ保証するものとしてのレビューが十分に生かされていないと判断せざるを得ないと思われる。

中間財務情報におけるレビューの義務化を主張したものとして、コーエン委員会がある。

コーエン委員会は、中間財務情報の公表に対して監査人がよりタイムリーな関与を行うべきことを勧告し、次のように述べている⁽¹⁾。

この勧告は、すべての被監査会社が中間財務情報を公表しなければならないこと、そして中間財務情報は監査人によるレビューを受けなければならないことを意味するものではない。むしろ、委員会が注目していることは、中間財務情報に対する要求とその利用が次第に広まりつつあるという傾向である。企業が中間財務情報の公表に積極的になるに従い、中間財務情報に対するレビューがしだいに要求されるようになるであろう、と考える。監査基準は、情報の公開が行われた場合にかぎり、その情報に対して適用されるものであり、情報の公表を要求すべきではない。

トレッドウェイ委員会も、次のように述べている⁽²⁾。

公認会計士が四半期財務情報に対してタイムリーな関与をすることは、四半期財務報告の信頼性を高め、かつ、不正な財務報告の防止または発見に大きく貢献することになる。公表に先立って、四半期財務情報をレビューすることは、上場企業の財務報告が独立で客観的な第三者による関与をより頻繁に受けていることを、社会の人々に保証することになる。こうした第三者による関与は、多くの公開企業における財務報告を改善することにもなる。

SECではこの勧告をうけて、SECに提出される四半期財務情報はその提出以前に独立会計士によるレビューを受けることを要求することを現在検討中⁽³⁾とさ

れ、1989年6月にはSECによりこうした方向でアンケート等も行なわれている⁽⁴⁾。

AICPAがこの問題に取り組んできた経緯と現在の達成水準を考えれば、四半期財務情報一般に対するレビューが義務化されたとしても、監査人として選任されている会計士がレビュー業務に携わることを原則とする⁽⁵⁾ならば、レビュー自体に関しては遅滞なく制度化されうるとと思われる。実際、四半期財務情報に関して、実務上は通常、レビューが「実施されているといわれ」⁽⁶⁾ている。

V おわりに

以上、アメリカにおける中間財務情報の開示制度とレビュー制度を簡単に振り返った後に、SAS第71号「中間財務情報」の概要を紹介し、それに若干の検討を加えた。

わが国における中間財務情報を巡る状況に鑑みるならば、アメリカにおける中間財務情報に関する経験および現在の状況を検討することは有意義なことであろう。

周知の所ではあるが、わが国における中間財務情報に関する制度を簡単に振り返ると、1971年証券取引法第24条の5により「半期報告書制度」が新設された。これに対し、1972年3月31日企業会計審議会第1部会小委員会より「半期報告書にかかる仮決算手続きについて」⁽¹⁾および「半期報告書に記載される要約財務諸表の作成手続に関する試案」⁽²⁾が公表されている。

1974年に商法が改正され、これにより中間配当制度が創設され、主流を占めていた半年決算の会社の大部分が1年決算へ移行した。

1976年5月11日には証券取引審議会より報告書「株主構成の変化と資本市場のあり方について」が公表された。本報告書は、半期報告書制度の定着と中間財務諸表の信頼性を担保するための監査基準の設定問題を

(3) 森田佳宏、前掲稿、168頁。

(4) 友杉芳正発言、「座談会・四半期財務情報の開示をめぐる」【JICPAジャーナル】第422号、1990年9月、40頁。

(5) 古賀智敏、前掲書、122-123および128頁においては、監査人と非監査会社との継続的な関係を指向するという「記録の監査人」概念について、説明が行われている。

(6) 飯岡透稿「わが国における中間財務情報制度の展開と課題」【JICPAジャーナル】第449号、1992年12月、41頁。

(1) 新井清光編『日本会計・監査規範形成史料』中央経済社、1989年、521頁。

(2) 同上、521-525頁。

(1) The Commission on Auditors' Responsibilities, *op. cit.*, p. XIV. 前掲訳書、XVII頁。

(2) National Commission on Fraudulent Financial Reporting, *op. cit.*, p. 53. 前掲訳書、66頁。

検討するよう提言していたのであった。

これを受けて1976年11月16日に大蔵大臣から企業会計審議会へ「証券取引法に基づく企業内容開示制度を一層充実強化する方策の一環としての「半期報告書で開示すべき中間財務諸表の作成基準」および「半期報告書で開示すべき中間財務諸表に対する公認会計士又は監査法人の関与」について」と題する諮問が行われ、これにより「中間財務諸表作成基準」および同「監査基準」の審議が開始された。

これらを経て、1977年3月29日に企業会計審議会より「半期報告書で開示すべき中間財務諸表に関する意見書」、「中間財務諸表作成基準」および「中間財務諸表監査基準」が公表され⁽³⁾、ここにわが国における中間財務情報の開示制度および監査制度が確立されたのであった。その後10年弱の内に、中間財務情報に関する制度は定着を見、新たに四半期財務情報に関する制度の導入の是非が問題化してきた。

1986年10月31日に企業会計審議会第一部会小委員会より公表された「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について（中間報告）」は、わが国への四半期報告制度の導入について、投資者に対し有用な情報を提供していくためには、タイムリー・ディスクロージャーを一層充実させる観点

から検討する必要があること、反対意見として四半期配当制度が無いことおよび短期的な状況により経営を評価する風潮を醸成しかねないことを指摘し、結論を出すことは時機尚早であるとした。

その後、財団法人資本市場研究会が1989年6月に「四半期財務情報開示制度研究会」を設置し、1990年2月に「四半期財務情報の開示に関するアンケート調査」を実施している⁽⁴⁾。

このアンケート調査によると、四半期財務情報の開示に対して、作成者側では制度化への反対意見が全体の58.3%を占め、利用者側では制度化に対する賛成意見が全体の87.1%を占めていた⁽⁵⁾。また、四半期財務情報の信頼性を担保するものとしては、作成者側および利用者側ともレビューとする会社が圧倒的に多かった⁽⁶⁾。

今後わが国において四半期財務情報の開示制度が確立されるであろうという展望を描くことは、多くの解決しなければならない難問が存在する⁽⁷⁾とはいえ、平成4年4月1日以降開始する事業年度に係る監査からレビューの主たる手続きの一つと考えられる分析的手続が実施される⁽⁸⁾ことを踏まえてディスクロージャーの充実化の趨勢を考えると、現実的かつ真剣に検討すべき課題となっていると思われる。

(3) なお、これらの基準を定めるにあたっては、「APB オピニオン第28号(1973)」、FASB「財務会計基準に関するステイトメント第3号(1974)」、AICPA「SAS第1号(1975)」等が参考資料とされた。同上、24頁。

(4) このアンケート調査は、四半期財務情報の開示を直ちに制度化することを前提として行われたものではないとされている。広瀬義州稿「四半期財務情報の開示に関するアンケート結果の概要」『JICPA ジャーナル』第421号、1990年10月、36頁。

(5) 同上、26-27頁。

(6) 同上、29-30頁。

(7) 例として次のような問題が考えられる。①四半期報告書の提出義務者を有価証券報告書の提出会社とするか、それとも上場会社(店頭登録会社を含む。)から段階的に提出義務者を拡大することとするか。②開示項目等の内容を具体的にどのようにしたらよいか。③四半期財務情報は、個別財務諸表ベースとするか、それとも連結財務諸表ベースとするか。④四半期財務情報の会計基準は、中間財務諸表に準じて損益予測主義とするか、それとも実績主義とするか。⑤半期報告書制度は、全面的に廃止するかどうか。松土陽太郎稿「四半期財務情報開示に関するアンケート調査について」『JICPA ジャーナル』第421号、1990年10月、24頁。

(8) 日本公認会計士協会、監査基準委員会、監査基準委員会報告書第1号「分析的手続」平成4年10月1日(『企業会計』第44巻第11号、1992年11月、124-125頁所収)。